

# 美浜町教育振興基本計画

(令和3年度～令和7年度)

美浜町では、令和3年3月に“地域を愛し 自らを高め 夢を実現する ひとつづくり”という基本理念のもと、今後5年間に講ずべき教育施策を示した『美浜町教育大綱』を改定しました。

この大綱の理念を具現化し実効性のあるものとするため『美浜町教育振興基本計画』を定め、以下の重点施策を積極的に推進することにより美浜町の教育の振興を図ります。

また、町では、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）について、県の「ふくいSDGsパートナー」として登録しテーマに沿った取り組みを実施しております。教育委員会においてもSDGsの実現を目指す活動を推進していきます。



美浜町教育委員会は、SDGsの実現を目指す活動を推進します。（※参考P19）

基本目標	重点施策
1 生涯学習の推進	(1) 学習機会の充実
	(2) 学習施設の整備及び管理運営
	(3) 学習情報の充実
	(4) 人材の育成
	(5) 推進体制の整備
2 学校教育の充実	(1) 学校教育環境の整備・充実
	(2) 学力・体力の向上と特色ある教育の推進
	(3) 児童・生徒の心身の健全育成
	(4) 地域とともにある学校づくり
	(5) 保小中連携の推進
	(6) エネルギー環境教育の充実

基本目標	重点施策
3 社会教育の充実	(1) 地域コミュニティの推進
	(2) 図書館活動の充実
	(3) 青少年健全育成の推進
	(4) 社会教育活動への参加促進
4 生涯スポーツの推進	(1) 生涯スポーツ機会の充実
	(2) スポーツ施設の充実・活用
	(3) 推進体制の強化
	(4) スポーツ交流の促進
	(5) 国体レガシーを活かしたスポーツの推進
5 町民文化の創造	(1) 芸術・文化の機会提供及び推進
	(2) 文化活動への町民参画の推進
	(3) 地域文化への支援
	(4) 文化施設の活用
	(5) 文化交流の推進
6 歴史文化の伝承	(1) 歴史文化の掘り起こしと調査
	(2) 歴史文化の保存と継承
	(3) 文化財の活用と情報発信
7 人権尊重への取り組み	(1) 人権学習・啓発の推進
	(2) 人権擁護の取り組み
	(3) 人権が尊重される社会の実現

# 1 生涯学習の推進

## ～ 共に学び合う学習環境づくり ～

【関連するSDGs】



### (1) 学習機会の充実

- ① 生涯にわたる人格形成の基礎を培うための学習の推進を図ります。
- ② 子育て支援、体験学習、教育相談など家庭の教育力の向上に努めます。
- ③ 家庭・学校・地域の連携を図り、総合的な教育力の向上に努めます。
- ④ 青少年・成人・高齢者などそれぞれのニーズにあった学習機会の創造や充実を図るとともに、新たな学習課題に応じた学習機会の充実を図ります。
- ⑤ 知識・教養に関する学習活動の推進を図ります。
- ⑥ 芸術・文化・スポーツ活動を推進し、個性豊かな町民文化の創造に努めます。

### (2) 学習施設の整備及び管理運営

- ① 生涯学習センターなびあすを生涯学習の拠点施設として多くの町民に利用してもらえるよう、効果的・効率的な管理運営を行います。
- ② 地域コミュニティの拠点となる地区公民館の利用促進と環境整備を図ります。
- ③ 身近な施設である各集落センターの利用促進を図ります。
- ④ 民間の学習施設や企業施設との連携を図り、利用促進を図ります。
- ⑤ 各施設の相互連携を強化するほか、自主管理・自主運営への支援を行うなど、学習施設の円滑かつ効率的な運営体制づくりに努めます。

### (3) 学習情報の充実

- ① 生涯学習に関する情報をより広範に収集・集積し、これを提供できる体制を整え、共に学び合う環境と知の循環型社会づくりを推進します。
- ② ホームページの充実や生涯学習関連冊子の発行、ケーブルテレビやインターネット等での情報提供など生涯学習情報の提供を図ります。

### (4) 人材の育成

- ① 各種講座の開催やあらゆる情報提供手段の活用などにより学習者数の拡大と学習プログラムへの町民参加を促進します。
- ② 自主学習グループ情報の収集・提供やネットワーク化を図るなど自主学習グループの育成を図ります。
- ③ 各種講座やボランティア活動の機会を通じて講師やリーダーを育成するなど、生涯学習推進の核となる人材の育成を図ります。
- ④ 生涯学習ボランティア活動を奨励・支援する環境の整備を図り、ボランティアの発掘や育成に努めます。
- ⑤ 学習効果を生かす場の開発と、学習発表の場の充実を図り、共に学び合う環境の整備と知が循環する社会の構築を推進します。
- ⑥ 施設におけるボランティア活動の機会提供を積極的に行い、施設を支援する人材の育成に努めます。

## (5) 推進体制の整備

- ① 生涯学習を推進するため、生涯学習推進体制を整備し、総合的な推進を図ります。
- ② 周辺教育機関及び生涯学習を支援する組織団体・機関との連携を図り、生涯学習の推進を図ります。

## 2 学校教育の充実

～ 個性を伸ばし 夢を育てる教育 ～

### 【関連するSDGs】



### (1) 学校教育環境の整備・充実

- ① 学校教育施設（学校・学校プール・給食センター）の適正な維持管理に努めます。
- ② 本町に住所を有する高等学校等生徒の通学費助成により、保護者負担の軽減を図ります。
- ③ ICT を活用した学習環境の充実・強化を図ります。
- ④ 研究会・研修などを充実させ、教職員の資質の向上を図ります。
- ⑤ 教職員が教育活動に専念できる環境の実現を目指すため、働き方改革を進めます。

### (2) 学力・体力の向上と特色ある教育の推進

- ① 主体的・対話的で深い学びを実現し、生きる力を高める教育の推進に努めます。
- ② 健康でたくましく生きるため、体力・運動技能の向上を図ります
- ③ 地域を題材とした体験機会の充実を図りながら、郷土に愛着（地域愛）をもつ人材を育成します。

- ④ 人権を尊重し、自分を大切にするとともに人を思いやる温かみのある心を育みます。
- ⑤ 小中学校英語教育の充実に努めます。
- ⑥ 国際理解を深めるために石門国民中学校（台湾新北市）との交流を図ります。

### （３）児童・生徒の心身の健全育成

- ① 正しい睡眠リズムと食習慣を身につけるため、「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進し、健全な心身の育成に努めます。
- ② スクールカウンセラーを配置し、心の相談体制の充実に努めます。
- ③ 学習・生活支援員を配置し、児童生徒の学習・生活をサポートするとともに、学級経営や学校運営を支援します。
- ④ 不登校やいじめなどの未然防止と問題解決のため、家庭や教育支援センターなどの関係機関と連携し体制強化を図ります。
- ⑤ 食物アレルギー対象の子どもに配慮した学校給食に取り組みます。
- ⑥ 給食センターを拠点に、学校給食における地産地消の推進を図ります。
- ⑦ 食育の充実に努め、児童・生徒並びに保護者の学校給食への理解を深めます。
- ⑧ 町が推進する「げんげん<sup>プラス</sup>歩楽寿」に積極的に取り組みます。

### （４）地域とともにある学校づくり

- ① 学校、家庭、地域が一体となって開かれた学校づくりを進め、「チーム学校」の実現を目指します。

- ② 子どもたちが安全に安心して通学できるよう、通学路における危険箇所の確認や見守り隊の強化などの対策を推進します。
- ③ 町内 3 小学校区毎に設置した放課後児童クラブにおいて、支援が必要な児童を受入できるよう運営体制を整備します。

## (5) 保小中連携の推進

- ① 子どもの発達や学びの連続性を保障するため、保育園から小学校へ、小学校から中学校への移行を円滑に進める取組を行います。
- ② 幼児・児童・生徒が互いに認め合い、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

## (6) エネルギー環境教育の充実

- ① エネルギー環境教育を積極的に推進し、持続的な社会に貢献できる人材の育成に努めます。



### 3 社会教育の充実

#### ～ 地域コミュニティ及び町民の自主活動の推進 ～

【関連するSDGs】



#### (1) 地域コミュニティの推進

- ① 地区公民館を地域の中核施設として、積極的に利用促進することにより地域の共助意識を醸成するとともに、行政の相談窓口や情報発信拠点としての役割の強化を図ります。

#### (2) 図書館活動の充実

- ① 図書館運営の方針に基づき蔵書・資料の充実を図り、地区公民館への移動図書館の運行やミニ図書館の設置等の連携に努めます。
- ② 図書館でのイベント開催や各学校図書館と連携することにより、子どもの読書活動の推進に努めるとともに、「町民の暮らしの中の役立つ図書館」を目指します。
- ③ 図書検索・貸出サービス、電子図書やオンラインデータベースの導入など利用者の利便性の向上に努めます。

### (3) 青少年健全育成の推進

- ① 青少年育成美浜町民会議、青少年愛護センターの更なる活性化を図り、子どもたちの健全育成に積極的に関わっていきます。
- ② 青少年の自然体験活動やボランティア活動、親子でのふれあい活動、若者の自主的な活動を支援します。
- ③ 学校やPTA等とも連携し、家庭でのSNSルール作りや使い方の指導に取り組みます。

### (4) 社会教育活動への参加促進

- ① 生涯学習センターなびあすを核として、社会教育活動への参加の促進を図ります。
- ② 各地区公民館を活用し、地域コミュニティの立ち上げや活性化を図るとともに、自主防災組織やサークル活動、住民支援などの自主的な住民活動への支援を行います。

## 4 生涯スポーツの推進

～ 誰もが親しめるスポーツの推進及び健康・体力の増進 ～

【関連するSDGs】



### (1) スポーツ機会の充実

- ① 各種スポーツ教室、種目団体等と連携し、参加しやすいスポーツ大会の推進に努め、健康増進と体力向上を図ります。
- ② 障がい者や高齢者等も気軽に参加できるようなスポーツ大会やイベント等の開催に取り組みます。

### (2) スポーツ施設の充実・活用

- ① 総合運動公園を中心に、ふれあい広場、西郷健康ひろば、県立漕艇場等を拠点施設とし、各施設において利用者に配慮した施設機能拡充や魅力度向上を図るとともに、誰もがスポーツに親しみ健康増進に取り組むことが出来る環境づくりを推進します。

### (3) 推進体制の強化

- ① 各地区のスポーツ協会、各種目協会やスポーツ少年団などの組織強化と指導者の育成に努め、各団体と連携しながら推進体制の強化を図ります。

#### (4) スポーツ交流の促進

- ① スポーツ施設や自然を生かし、各種スポーツなどを通じて県内外の市町村、大学、スポーツ団体等との交流を促進します。
- ② 町民スポーツの一つであるボート競技のさらなる振興と町民レガッタ等を通じての交流を促進します。

#### (5) 国体レガシーを活かしたスポーツの推進

- ① 開催競技団体と連携のもと、競技人口の拡大に努め、老若男女を問わず幅広い世代間の交流を図れるような生涯スポーツとして推進します。
- ② 本町が「ボートの町」であることを全国に広く発信し、観光面においてもPRを行います。

## 5 町民文化の創造

### ～ なびあすを拠点とした芸術文化の推進 ～

【関連するSDGs】



#### (1) 芸術・文化の機会提供及び推進

- ① 「感動」の提供、人と文化意識の「育成」、施設の魅力と新しい文化の「発信」のテーマと「町民に愛されるなびあす」を目指し、ファツィオリ社製ピアノF308やホールの特徴を活かした事業を企画し、町民への質の高い芸術文化の提供及び推進に努めます。
- ② 町内学校や地区公民館と連携し、子どもたちが芸術・文化を身近に感じることができる機会を提供することで人材の育成を図ります。

#### (2) 文化活動への町民参画の推進

- ① 町民による施設を活用した芸術文化事業の企画・立案を推進します。
- ② 芸術文化活動団体等が活動する場所や機会を提供することにより町民の文化活動の活性化に努めます。

#### (3) 地域文化への支援

- ① 文化芸術活動を行う団体の育成及び活動を支援し、地域文化の活動の定着と発展を図ります。

- ② なびあすを地域文化の拠点とし、町民の文化活動に広く有効活用できるような施策を図ります。
- ③ なびあす文化事業を支えるなびあすファンクラブ作りを進めます。

#### (4) 文化施設の活用

- ① 芸術や音楽、多彩な文化芸能に触れる機会を提供し、若者等多くの世代が参加できる事業の展開を図ります。
- ② 町民に対して、文化施設や芸術団体に係る活動情報の提供に努めます。
- ③ ファツィオリ社製ピアノ F308 を活かした育成事業を実施し、文化意識の向上と将来の人材育成に努めます。
- ④ 地区公民館、美浜町歴史文化館、地区の施設等を活用し、住民の身近なところで気軽に参加できる芸術文化の場を設けます。

#### (5) 文化交流の推進

- ① 生涯学習の場として、なびあす等を活用した住民、演奏者、スタッフ等の交流、鑑賞や体験を行うことによる文化意識の向上と将来の人材を育成します。

## 6 歴史文化の伝承

～ 歴史を学び、活かすふるさとづくり ～

【関連するSDGs】



### (1) 歴史文化の掘り起こしと調査

- ① 国吉城址、興道寺廃寺など重要遺跡の発掘調査を実施します。
- ② 国吉城址と関りの深い佐柿城下や国吉籠城戦関連城砦群などを多角的に調査するなど、本町の戦国史を体系的に調査研究します。
- ③ 歴史資料(古文書、古写真、民具等)の整理・調査研究を進め、確実に後世に伝えます。
- ④ 開発事業に対応した埋蔵文化財の調査、保存を進めます。

### (2) 歴史文化の保存と継承

- ① 有形文化財の調査、文化財指定を進めます。
- ② 学術的価値の高い無形民俗文化財の保護に努めます。
- ③ 興道寺廃寺などの遺跡の発掘調査成果をまとめその価値を広く周知するとともに、保存活用を計画的に進めます。
- ④ 祭礼、伝統芸能、民俗文化財資料の調査、保存、活用を進めます。
- ⑤ 若狭国吉城歴史資料館において、国吉城と佐柿城下をはじめとする本町の戦国史関連資料の収集と保存を図り、適正な管理と公開を行います。

- ⑥ 寺社や遺跡などの歴史的遺産と伝統行事が一体となった歴史的景観の保全と継承に努めます。
- ⑦ 歴史文化への興味、関心を高めるために、フォーラム、講座、体験教室などを開催します。
- ⑧ 文化財保護関係機関と連携し、文化財保護啓発と地域の理解を得ていきます。
- ⑨ 福井県の「ふくい伝統的民家」認定制度や、「伝統的民家群保存活用推進地区」認定制度を活用し、伝統的古民家の保護と活用を推進します。

### (3) 文化財の活用と情報発信

- ① 美浜町歴史文化館を拠点とした祭礼・伝統芸能などの民俗文化財の保存活用、普及啓発を進めます。
- ② 文化財にかかるパンフレット・インターネットを利用した情報発信に努めます。
- ③ 地元が主催する歴史文化活動への協力に努めます。



## 7 人権尊重への取り組み

～ 互いの人権が尊重される町の実現 ～

【関連するSDGs】



### (1) 人権学習・啓発の推進

- ① 各保育園・学校において、自主的・主体的研究と創意工夫に満ちた人権教育に積極的に取り組みます。
- ② 美浜町人権教育研究会の活動を中心に、生きる力としての学力を志向した学習指導の充実、仲間づくりや生活習慣の確立を志向した生活指導の充実を図り、さらには不登校をはじめとする今日的教育課題も視野に入れながら、保育園・小学校・中学校の発達段階に即した研究実践を行います。
- ③ 講演会や体験型学習などを通じて人権学習の充実を図ります。
- ④ 美浜町人権尊重啓発協議会の活動を中心に、家庭、職場、集落など、社会教育のあらゆる場を通じて、身近なところから人権について考える機会を提供するとともに、人権に関する活動を広く町民に知らせ、町民一人ひとりの人権意識の向上を図ります。

### (2) 人権擁護の取り組み

- ① あらゆる人権問題を含めた人権擁護に係る事業を推進します。
- ② 人権擁護に係る相談窓口の拡充を図るとともに、潜在する暴力などの把握と解決に向けた取り組みを推進します。

### (3) 人権が尊重される社会の実現

- ① 美浜町人権教育研究会を中心とする保育や学校教育と、美浜町人権尊重啓発協議会を軸とした社会教育との連携をはじめ、庁内及び関係機関・組織とのネットワーク強化を図ります。
- ② 個人情報保護やプライバシーの問題など、人権尊重の視点をもってそれぞれの行政を推進します。

## (参考) SDGsとは

SDGs(エスディー・ジー・ズ)とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を目指すため2030年までに達成すべき17の目標で構成されています。「地球上の誰一人として取り残さない」を理念とし、国際機関や政府、企業はじめ全ての人々がそれぞれの立場から行動することが求められているSDGsは、いま世界各国で取り組みが広がっています。

### 【17のゴール】

	<b>1 貧困をなくそう</b>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	<b>2 飢餓をゼロに</b>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	<b>3 すべての人に健康と幸福を</b>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	<b>4 質の高い教育をみんなに</b>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	<b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	<b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	<b>8 働きがいも 経済成長も</b>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	<b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b>	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	<b>10 人や国の不平等をなくそう</b>	各国内及び各国間の不平等を是正する
	<b>11 住み続けられるまちづくりを</b>	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	<b>12 つくる責任 つかう責任</b>	持続可能な生産消費形態を確保する
	<b>13 気候変動に具体的な対策を</b>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	<b>14 海の豊かさを守ろう</b>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<b>15 陸の豊かさを守ろう</b>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	<b>16 平和と公正をすべての人に</b>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<b>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</b>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

